

令和5年経営事項審査申請の手引（令和5年1月1日以降の申請対応版） の修正について

■ 記入要領の修正箇所

P24：「その他の審査項目（社会性等）」

「7 建設機械の保有状況」に関する記入要領に以下の文言を追記しました。

※オンロード車の場合は、(ア)(イ)(ウ)に代えて、自動車検査証(写し)で可とする。

P35：「保有建設機械一覧表（岡山県建設機械様式1）」（記入例）

※記載項目の一部を下記のとおり修正しました。

(旧) ダンプ車以外 製造番号

↓

(新) 製造・車体番号又は自動車登録番号

	項番62には、該当する者の合計人数を記入します。
--	--------------------------

6 研究開発の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
研究開発費（2期平均） 〔項番63〕	<p>会計監査人設置会社において、会計監査人が財務諸表に対し無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合であって、平均研究開発費の額が5,000万円以上の場合に加点となります。</p> <p>申請書には、審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の研究開発費の額を記入し、項番63にはその平均額（千円未満切り捨て）を記入します。</p>	<p>下記①、②の書類の提示</p> <p>①審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の事業年度終了報告（変更届）</p> <p>②有価証券報告書（写し）</p>

7 建設機械の保有状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
建設機械の所有及びリース台数 〔項番64〕	<p>審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているもの又はリース期間満了後何ら手続を要せずリース期間が延長されるものに限る。）により使用する以下の建設機械が対象となります。</p> <p>①ショベル系掘削機 （ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの（油圧ショベルの車両本体にこれら以外のアタッチメントが装着されている場合は、そのアタッチメントの交換が可能な仕様であれば対象とする。））</p> <p>②ブルドーザー （自重が3トン以上）</p> <p>③トラクターショベル （バケット容量が0.4立方メートル以上）</p> <p>④モーターグレーダー （自重が5トン以上）</p> <p>⑤ダンプ車 （土砂等を運搬する貨物自動車）</p> <p>⑥移動式クレーン （つり上げ荷重が3トン以上）</p> <p>⑦高所作業車 （作業床の高さが2メートル以上）</p>	<p>【指定審査前に提出する書類】 保有建設機械一覧表（岡山県建設機械様式1）</p> <p>【指定審査で確認する書類】 ＜左記①～⑨共通＞ 下記のいずれかの資料（原本）の提示</p> <p>(ア) 売買（譲渡）契約書 (イ) 統一譲渡証明書（（一社）日本建設機械工業会の様式） (ウ) 販売証明書（次の項目が確認できること。） ・ 証明者（販売者）の商号又は氏名、所在地、代表者名、代表者印 ・ 証明日 ・ 建設機械の名称、型式、製造番号、製造者名 ・ 証明者が経審申請者へ建設機械を販売したこと ※従前様式の完済証明書でも可</p> <p>(エ) リース契約書</p> <p>※オンロード車の場合は、(ア)(イ)(ウ)に代えて、自動車検査証（写し）で可とする。</p> <p>＜左記①～④及び⑦～⑨＞ 特定自主検査記録表（原本）の提示 ・ 検査日が審査基準日以前1年以内であること。 ※中古車を取得した場合は、前所有者が実施した検査記録表（写し）の提示</p>

	<p>⑧締固め用機械 (ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー)</p> <p>⑨解体用機械 (ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)</p>	<p><左記⑤> 自動車検査証(写し)の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日が有効期間内にあること。 ・車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があり、土砂等の運搬に供される貨物自動車であること。 <p>※備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は加点対象外</p> <p><左記⑥> 移動式クレーン検査証(写し)の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日が有効期間内にあること。
--	---	--

8 国際標準化機構又は国が定めた規格による登録又は認証の状況

審査項目	記入要領及び加点・減点の要件	指定審査確認書類等
<p>エコアクション21の認証の有無</p> <p>[項番65]</p>	<p>審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合に「1.有」となり加点となります。</p> <p>ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点対象になりません。</p> <p>(注) ISO14001を取得している場合はエコアクション21では加点されません。</p>	<p>エコアクション21により認証されていることを証する書面(写し)の提示</p>
<p>ISO9001の登録の有無</p> <p>[項番66]</p>	<p>審査基準日において、国際標準化機構第9001号又は14001号の規格により登録されている場合に「1.有」となり加点となります。</p> <p>ただし、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点対象になりません。</p>	<p>審査登録機関が発行した認証登録証明書(写し)の提示</p> <p>認証登録証明書で認定業種、認定期間、関連事業所等の確認ができない場合は、認証登録証明書付属書(写し)の提示</p>
<p>ISO14001の登録の有無</p> <p>[項番67]</p>		

保有建設機械一覧表

申請者名 _____

■対象となる建設機械

種類	要件
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上
モーターグレーダー	自重が5トン以上
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

■保有建設機械一覧表

番号	建設機械の種類	製造者 (メーカー名)	型式	製造・車体番号 又は自動車登録番号	ブルドーザー モーターグレーダー	トラクターショベル	ダンプ車 移動式クレーン	移動式クレーン	高所作業車	所有 又は リースの別	□所有：売買契約日等 □リース：リース期間及び リース期間満了後の 自動更新条項の有無 ※1	ダンプ車・移動式ク レーン以外
					自重 (単位：トン)	バケット容量 (単位：立米)	有効期間の 満了する日	つり上げ荷重 (単位：トン)	作業床高さ (単位：メートル)			特定自主検査 の検査実施日 ※2
1	ショベル系掘削機	〇〇製作所	a-bcd123	a1234567						所 リ	H29.7.1 ~	R4.7.31
2	ショベル系掘削機	〇〇製作所	b-cde234	b234567						所 リ	R4.8.1 ~	新車
3	ブルドーザー	〇〇製作所	c-def345	c345678	5.2					所 リ	R2.8.1 ~ R6.7.31	R4.8.15
4	トラクターショベル	〇〇製作所	d-efg456	d456789		3.5				所 リ	R2.8.1 ~ R5.7.31 自動更新条項有	R3.12.15
5	モーターグレーダー	〇〇製作所	e-hi789	e5678	6.0					所 リ	H30.7.1 ~	R4.7.1
6	ダンプ車	〇〇製作所	FGH-IJ3	岡山〇〇あ1234			R4.10.31			所 リ	R3.11.1 ~	-
7	移動式クレーン	〇〇建機	VWX50	UUU-5678			R5.5.31	5.0		所 リ	R4.6.1 ~	-
8	締固め用機械	〇〇重工 (株)	TZ701	f5678						所 リ	H30.7.1 ~	R4.6.23
9										所 リ		
10										所 リ		
11										所 リ	~	
12										所 リ	~	
13										所 リ	~	
14										所 リ	~	
15										所 リ	~	

審査基準日からリース期間満了日まで1年7ヶ月に満たない場合は、リース期間が自動更新される条項があること。

自動車検査証に基づき記載する。

移動式クレーン検査証に基づき記載する。

売買契約書等の紛失により取得年月日が不明である場合は、自動車検査証の登録年月日/交付年月日を記入すること。

審査基準日がR4.8.31の場合の記入例

※1 所有の場合は、審査基準日時点で有していたことが必要です。リースの場合は、リース期間に審査基準日を含み、さらに審査基準日から1年7か月以上の使用期間が契約で定められていること又はリース期間満了後何ら協議を要せずリース期間を更新できることが契約で定められていることが必要です。

※2 審査基準日を含めた直前1年以内の検査日であることが必要です。なお、直前1年以内に新車で購入していた場合、特自検査は不要になりますので欄に「新車」と記入してください。